## 〇国土交通省告示第八百三十四号

令

和

兀

年

八

月

+

六

日

必  $\mathcal{O}$ 要 規 住 な 定 宅 図 に  $\mathcal{O}$ 書 基 品 を づ 質 定 き、 確 保 8 る 住  $\bigcirc$ 件 宅 促 進 **令**  $\mathcal{O}$ 品 等 和 質 に  $\equiv$ 確 関 年 保 す 玉 る  $\mathcal{O}$ 土 促 法 交 進 律 通 等 施 省 に 行 告 関 規 示 す 則 第千三 る 法 平 律 成 百六 + 第 六 +条 年 六 建  $\mathcal{O}$ 二第三 号) 設 省  $\mathcal{O}$ 令 項 第二 \_\_ 部  $\mathcal{O}$ 規 + を 次 定 号)  $\mathcal{O}$ に ょ 第 ょ う る 七 (Z 条 確 改 認  $\mathcal{O}$ 正  $\bigcirc$ す た 第 る。  $\Diamond$ 項 12

## 国土交通大臣 斉藤 鉄夫

規 正 前 定 次 欄  $\bigcirc$  $\bigcirc$ 傍 表 に 線 に れ を ょ 付 り、 に 対 応す た 改 部 正 る 前 分 ŧ  $\mathcal{O}$ 欄  $\mathcal{O}$ ょ 12 う を 掲 掲 に げ げ 改 る 7 規  $\Diamond$ 定 1 な 改  $\mathcal{O}$ 傍 1 正 ŧ 後 線  $\mathcal{O}$ 欄 を は、 付 に 掲 L ک げ た る 部 れ を そ 分 をこ 加  $\mathcal{O}$ 標 え る。 記 れ 部 に 分 順 に 二 次 対 応 重 傍 す 線 る を 改 付 正 L 後 た 欄 規 に 定 掲 で げ 改 る

第三項の規定によっとする住宅について法第六条の二いて法第六条の二のとする住宅について法第六条の二のでは、	(略)	図書の種類	第一 住宅の品質確保の促進等に関するいう。)第七条の二第一項の住宅の品以下「法」という。)第六条の二第一項の住宅の品律第八十七号)第五条第一項から第五律第八十七号)第五条第一項から第五をする者にあっては次の表一の上欄におげるもの)とし、同条第六項又はをする者にあっては次の表一及び300告示第二百九号)第3の62及び300告示第二百九号)第3の62及び300告示第二百九号)第3の62及び30位時保全で適用する第3の62及び30の基準で適用する第3の62及び30の基準はあっては次の表一及び表目をする者にあっては次の表一及び表目をする者にあっては次の表一及び30位間がある。	
建築物の劣化事象等の状況の調査の結果	(略)	明示すべき事項	一 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第七条の二第一項の住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成二十年法要な図書は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法書がる者にあっては次の表一の上欄に掲げるもの)とし、同条第六項又は第七項の規定による認定の申請に掲げるもの)とし、同条第六項又は第七項の規定による認定の申請に掲げるもの)とし、同条第六項又は第七項の規定による認定の申請に掲げるもの)とし、同条第六項又は第七項の規定による認定の申請に掲げるもの)とし、同条第六項又は第七項の規定による認定の申請に掲げるもの)とし、同条第六項又は第七項の規定による認定の申請に掲げるもの)とし、同条第六項又は第七項の規定による認定の申請に掲げるもの)とし、同条第六項又は第七項の規定による認定の申請に掲げるもの)とし、同条第六項又は第七項の規定による認定の申請に掲げるもの)とし、同条第六項又は第七項の規定による認定の申請として当該確認を行うことを求める場合は、次の表一から表三までの上欄に掲げるもの)とし、当該図書においてはそれらの表の下欄に掲げる内容を明示するものとする。	改正後
項の規定による確 文は改築しようと 大規一の 大第六条の 一第三 は第六条の 一第三	(略)	図書の種類	第一 住宅の品質確保の促進等にいう。)第七条の二第一項の住 要な図書は、次の表一の上欄に 要な図書は、次の表一の上欄に 必の措置及び維持保全の方法の 必の措置及び維持保全の方法の 記を行うことを求める場合は、 記を行うことを求める場合は、 るものとする。	
建築物の劣化事象等の状況の調査の結果	(略)	明示すべき事項	確保の促進等に関する法律施行規則(以下「規則」との二第一項の住宅の品質確保の促進等に関する法律( のこ第一項の住宅の品質確保の促進等に関する法律( の二第一項の住宅の品質確保の促進等に関する法律( の二第一項の住宅の品質確保の促進等に関する法律( の二第一項の住宅の品質確保の促進等に関する法律( の二第一項の住宅の品質確保の促進等に関する法律( の二第一項の住宅の品質確保の促進等に関する法律( の二第一項の住宅の品質確保の促進等に関する法律( の二第一項の住宅の品質確保の促進等に関する法律( の二第一項の住宅の品質確保の促進等に関する法律( の二第一項の住宅の品質確保の促進等に関する法律が、 の二第一項の住宅の品質確保の促進等に関する法律が、 の二第一項の住宅の品質確保の促進等に関する法律が、 の二第一項の住宅の品質確保の促進等に関する法律が、 の二第一項の住宅の品質確保の促進等に関する法律が、 の二第一項の住宅の品質確保の促進等に関する法律が、 の二第一項の住宅の品質確保の促進等に関する法律が、 の二第一項の住宅の品質確保の促進等に関する法律が、 の二第一項の住宅の品質確保の促進等に関する法律が、 の二第一項の住宅の品質確保の促進等に関する法律が、 の二第一項の住宅の品質確保の促進等に関する法律が、 の二第一項の住宅の品質では、 の一項の目のでは、 の一項の目のでは、 の一項の目のでは、 の一項の目のでは、 の一項の目のでは、 の一項の目のでは、 の一項の目のでは、 の一項の目のでは、 の一項の目のでは、 の一項の目のでは、 の一項の目のでは、 の一項の目のでは、 の一項の目のでは、 の一項のでは、 の一項のでは、 の一項のでは、 の一項のでは、 の一項のでは、 の一項のでは、 の一項のでは、 の一項のでは、 の一項のでは、 の一項のでは、 の一項のでは、 の一項のでは、 の一項のでは、 の一可のでは の一可のでは の一可ので の一可ので の一可ので の一可ので の一可ので の一可ので の一可ので の一可ので の一可ので の一可ので の一可ので の一可ので の一可ので の一可ので の一可ので の一可ので の一可ので の一可ので の一可の の一可の	改正前

法第六条の二第五項の確認書若しくは同項の住宅性能評価書又はこれ、第一の表一及び表二の上欄に掲げるもののほか、当該申請に係る第三 (略) 第三 (略) [ 第一の表一及び表二の上欄に掲げるもののほか、当該申請に係る	表三までの上欄に掲げるもののほか、当該申請に係る同条第五項の確当該図書以外の図書に明示する場合においては、第一の規定にかかわらず、当該図書以外の図書に明示する場合においては、第一の規定にかかわり、当該図書以外の図書に明示する場合においては、第一の規定にかかわり、当該図書以外の図書に明示する場合においては、第一の規定にかかわり、当該図書以外の図書に明示する場合においては、第一の規定にかかわり、当該図書に明示すべき事項を第二 第一の表一から表三までの上欄に掲げる図書に明示すべき事項を
	工事履歴書
	図書の種類明示すべき事項
(新設) 二 (略)	三 (略)
	に関する法律第五条第六項若しくは常元条の二第三項の規定による確認を行うことを求めるとする場合)
) おうとする場合 認を行うことを求	住宅の普及の促進場合又は長期優良る確認を行うこと

	ものとする。
	能評価書又はこれらの写しは、変更確認のために必要なものではない
	機関にしようとする場合にあっては、当該確認書若しくは当該住宅性
	による確認を行った登録住宅性能評価機関と同一の登録住宅性能評価
	変更確認の求めを当該求めに係る住宅の法第六条の二第三項の規定
らの写しとする。	認書若しくは同項の住宅性能評価書又はこれらの写しとする。ただし

## 律 施 行 規 則

ک

長

期

優良

住宅

の 普

及

の促

進

に関

す

る

法

律施行

規

則及

び 住

宅の品

質

確

保

 $\mathcal{O}$ 

促

進等に

関

す

る法 律施 規 則  $\mathcal{O}$ 部 を 改 Ī する 省 令 <del>(</del>令 . 和 兀 年 国 土 一交通省 <del>[</del>令 第六 + 号)  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 ( 令 和 兀 年 +

月一日)から施行する。